平成２４年（フ）第１５２号
愛知県岩倉市栄町２丁目12番地
債務者　春日井順子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１６号
長崎県長崎市小江原５丁目10番19号　ガーデンハウス夢ヶ丘Ｂ―101号
債務者　下田　一郎
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷162番地53
債務者　廣﨑　純心
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
長崎県長崎市宿町657番地　市営宿町アパート15棟305
債務者　酒井　　愛
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
長崎県長崎市茂木町2171番地11
債務者　山下　清美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６６号
長崎県大村市片町73番地Ｂ棟、前住所長崎県大村市宮小路１丁目250番地３
債務者　川原　修一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
長崎県大村市三城町576番地５、前住所長崎県大村市富の原１丁目1129番地３　レーベンス富の原Ａ―101
債務者　晦日　英幸
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
長崎県大村市坂口町449番地、前住所長崎県大村市松山町877番地３　松山宿舎１棟103号
債務者　前田しづか
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
長崎県大村市池田２丁目1113番地１　カルディア池田107号、住民票上の住所長崎県大村市西三城町13番地14
債務者　堤　　一男
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
長崎県諫早市多良見町中里56番地19
債務者　若菜　貞二
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第７号
長崎県五島市吉田町2445番地８、旧住所福岡県春日市天神山２丁目10番地　トドロキハイツ202号
債務者　古川　忠大
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第８３号
北海道苫小牧市花園町４丁目10番８号　アンビシャス花園Ｂ201号
債務者　白川　順子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３４０号
仙台市太白区向山３丁目６番４号　コーポシロキ102
債務者　橘井　富夫
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
秋田県大仙市飯田字屋舗通227番地４
債務者　髙階　昭彦
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第２１１号
茨城県水戸市見川２丁目108番地の26　アーバンテラス一周館Ａ棟307号
債務者　嶋田　誠剛
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１９号
茨城県鉾田市汲上3218番地10
債務者　鞠子　清光
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１６０号
金沢市寺中町イ53番地14
債務者　中川　　孝
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
金沢地方裁判所